

## 令和2年度における住宅防音事業に係る事務手続補助等業務について《お知らせ》

### 1 事務手続補助等業務の目的等

防衛省においては、自衛隊等の航空機の騒音による障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設周辺の区域（第一種区域）に当該区域指定の際現に所在する住宅等（人の居住の用に供する建物等）に対し、騒音障害を防止し、又は軽減するため、住宅等の所有者の方などが行う防音工事に対して必要な経費を住民の方に助成する補助事業を行っています。

住宅防音工事の実施に当たり、住民の方が行う各種事務手続について、平成23年度から防衛省（南関東防衛局）が住民の方をサポート（支援）するため「住宅防音事業に係る事務手続補助等業務」として一般競争入札に附し委託業者の方の決定を経て、本件の業務を業者に発注（委託）しています。

本件業務について多数の方に入札に参加していただきたくお知らせしています。

※対象施設：厚木飛行場（神奈川県）

### 2 発注内容等

#### (1) 住宅防音工事の事務手続及び委託業務の内容

住宅防音工事の各種事務手続は、住民の方への書類の送付や書類の内容の説明、関係者との連絡調整などの業務です。

具体的には、次のとおりです。

- ア 交付申込書等配布、回収業務
- イ 現地調査業務及び事務手続説明業務
- ウ 内定通知書等送付業務
- エ 交付申請書等作成補助業務
- オ 交付決定通知書等持参、契約方法等説明、見積書取得補助業務及び着手報告書等作成補助業務
- カ 遂行状況報告書及び計画変更申請書作成補助業務
- キ 実績報告書作成補助業務
- ク 確定通知書送付業務
- ケ 補助金請求及び支払関連補助業務

なお、南関東防衛局のホームページに住宅防音事業のパンフレット等を掲載していますので参考にしてください。

[https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20\\_Second\\_level/03\\_bout/03\\_peripheral/jyutakubouon/jyuutakubouonn001.html](https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20_Second_level/03_bout/03_peripheral/jyutakubouon/jyuutakubouonn001.html)

#### (2) 令和2年度の発注予定内容

26年度から一部の契約において国庫債務負担行為に基づく3カ年の契約を導入しています。

なお、上記(1)の業務内容のうち一部の業務を委託しない場合があります。詳しくは入札公告でご確認ください。

#### (3) 令和2年度の発注予定時期

令和2年度に発注を予定している業務について、令和3年2月12日に公告し、令和3年3月22日に開札を予定しています

入札公告については、横浜第2合同庁舎の掲示板に掲載しています。また、南関東防衛局のホームページでもご覧になれます。

[https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20\\_Second\\_level/05\\_bid\\_procurement/kensetsu/ekimu/02koukoku.htm](https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20_Second_level/05_bid_procurement/kensetsu/ekimu/02koukoku.htm)

### 3 入札参加資格(抜粋)

- (1) 個人情報 を適正に管理できることを証明できる者であること（個人情報管理に係る体制証明書を提出すること。ただし、地方防衛局及び東海防衛支局が発注した委託業務において、個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた者（個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた他の者の役員が所属する場合を含む。）にあつては、個人情報 を適切に管理できることを証明できる者であることに加え、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定する認証機関の I SMS 認証を得ていること。）。
- (2) 防衛省が行う住宅防音事業に係る工事、設計・監理又は設計図書審査補助業務若しくは完了確認補助業務（以下「住宅防音事業関連業務」という。）の請負者又は受託者（下請者及び再受託者を含む。）（住宅防音事業関連業務において補助金等の額の確定がされていない事案の請負者又は受託者及び本業務に係る契約を締結する日以降に住宅防音事業関連業務の請負者又は受託者になることが見込まれる者を含む。）（以下これらを「請負者等」という。）でないこと。  
本業務に係る契約を締結する日より前及び契約を締結する日以降において、請負者等と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- (3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 単独で委託業務が担えない場合は、適正に委託業務を遂行できる共同事業体を結成し、入札に参加することができる。（代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。）  
※詳しくは入札公告でご確認ください。

### 4 本業務の履行にあたっての注意点

契約締結後、委託業務予定数量を実施できなかつた場合、又はこれを実施することができないと明らかになった場合は、業務予定数量を遂行できないと判断し、契約の解除を行う場合もあります。また、契約について定められた事項について重大な違反があつた場合も契約の解除を行う場合もあります。

### 5 その他

- (1) 本件業務の一般競争入札に参加される方は、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）役務の提供等の登録が必要です。  
防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の申請については、インターネットで詳細に公表されておりますので、ご参照ください。  
通常の申請受付期間は決まっていますが、随時申請受付も行われております。  
※参照「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」  
<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>
- (2) 本業務の「住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務実施要項」については、防衛省のホームページに掲載しておりますので参考にしてください。  
[https://www.clearing.mod.go.jp/kunrei\\_web/](https://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_web/)
- (3) 住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務実施要項の制定について（防地防第5401号。令和2年4月1日。）第7(1)及び(2)の規定に基づき、以下の内容について別添のとおり公表しますので、併せてご確認ください。
  - ・南関東防衛局における過去3箇年分の契約件数、実施予定数量及び契約金額
  - ・南関東防衛局組織図及び所掌事務
  - ・住宅防音事業の事務手続の流れ
  - ・住宅防音事業業務委託積算指針

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57  
横浜第2合同庁舎内

南関東防衛局 住宅防音第1課  
TEL 045-211-7113  
南関東防衛局ホームページ  
<https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>